

2025年12月15日

## 非血縁者間末梢血幹細胞採取のみ（骨髄採取免除）施設 認定基準策定について

公益財団法人 日本骨髄バンク  
理事長 岡本 真一郎

拝啓

平素は骨髄バンク事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の非血縁者間骨髄採取件数減少により、骨髄採取施設認定を継続していくことが困難な施設が、増加してきております。

そこで、新たに「非血縁者間骨髄採取を免除できる条件」を策定いたしました。

年次調査において、非血縁者間骨髄採取認定基準にある採取件数、および、医師の骨髄採取術の経験数がいずれも不足し、骨髄採取施設認定基準を満たせない施設（既に非血縁者間末梢血幹細胞採取認定施設）に対し、別紙「条件」を満たした場合、非血縁者間骨髄採取を免除し、末梢血幹細胞採取のみ施設として認定いたします。

敬具

記

### 【手続方法】

年次調査の結果、骨髄採取件数および医師の経験数どちらも満たさないため「条件付き認定」と通知された施設が対象となります。

- ① 事前に当該地域の造血幹細胞移植推進拠点病院と調整を行ったうえ、「非血縁者間末梢血幹細胞採取のみ施設（骨髄採取免除）申請書」を提出
- ② 当法人ドナー安全委員会にて認定審査

### 【注意事項】

- ① 骨髄採取施設認定は取消となり、再開時は新規申請となる
  - ② 今後は、骨髄バンクドナーからの移植（骨髄、末梢血）は、年間（1～12月）5例以下となる
- ※上記注意事項を十分に考慮した上で、申請をご検討ください

以上

【非血縁者間末梢血幹細胞採取のみ（骨髄採取免除）施設認定基準（条件）】

<条件>

1. 非血縁者間末梢血幹細胞採取認定施設である
2. 過去 1 年間で非血縁者間同種造血幹細胞移植（骨髄、末梢血）が 5 例以下である
3. 造血幹細胞移植推進拠点病院がブロック内で、骨髄採取の調整が可能と判断し免除を容認する
4. 以下の審査基準を満たす

<ドナー安全委員会における審査基準>

1. 地域性

○地域特有の正当な理由があること

2. 非血縁者間骨髄採取認定基準にある骨髄採取件数、および骨髄採取術の経験数が不足し当該施設として対応できない正当な理由があること

○自施設以外で経験数を満たすための対応ができない正当な理由があること

3. 貢献度

○末梢血幹細胞採取を率先して引き受けが可能な体制であること

以上